

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
23	1	①	市民や事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、その効果等について、積極的に情報提供を行い、啓発を推進します。	人権推進課	【事業名】 働く女性への啓発 【事業内容】 大阪府等の取り組み情報を発信	市民等	「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）、「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努めた。	「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）、「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努める。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
				経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局 大阪府
24	1	①	大阪府の啓発冊子等を活用し、事業主の妊産婦に対する健康配慮義務について周知します。また、職場における母性健康管理に関する相談窓口についての周知を図ります。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局 大阪府
25	1	①	ワーク・ライフ・バランスのメリットや事業主の取り組みなどを広報紙等で紹介するなど啓発に努め、事業主のワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて周知	市民等	「共同参画」（内閣府発行）の庁内掲示 「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）や「男女いきいき事業」（大阪府事業）の紹介を市ウェブサイト及びLINE投稿で実施	「共同参画」（内閣府発行）の庁内掲示 「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）や「男女いきいき事業」（大阪府事業）の紹介を市ウェブサイト及びLINE投稿で実施	男女共同参画社会基本法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
26	1	①	市の職員及び教職員のワーク・ライフ・バランスに関する認識を深めるため、研修を実施します。	人事課	【事業名】 庁内研修等の実施 （女性職員キャリアデザイン研修等） 【事業内容】 女性ならではの自律的キャリア形成の必要性を理解するとともに、キャリア形成に対し、前向きかつ意欲的に取り組む意識を醸成する。また、組織の中で能力を発揮し、自分らしく活躍するために必要な要素や、キャリアデザインについて学ぶため庁内研修を実施	市正規職員	研修名：キャリアデザイン研修 研修日：令和7年11月27日 対 象：主事 令和3年～5年採用職員 ※男女とも ※幼稚園・保育園含む 講 師：株式会社 自然総研 福長 久美子 氏	令和8年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	女性活躍推進法
				学校教育課	【事業名】 ワーク・ライフ・バランス研修 【事業内容】 職員の働き方改革や心身の健康の保持増進のために年2回、講師を招きメンタルヘルス研修を実施する。	教職員	メンタルヘルスラインケア研修：学校園における教職員の心の健康の保持増進を図るため、メンタルヘルスに関わる知識と措置の方法についての研修の実施。 メンタルヘルスセルフケア研修：自らのストレスの状況・状態を把握することにより、不調の早期発見・自らのケアを行い、必要であれば支援を求める方策を学ぶ研修の実施。	メンタルヘルスラインケア研修：学校園における教職員の心の健康の保持増進を図るため、メンタルヘルスに関わる知識と措置の方法についての研修の実施。 メンタルヘルスセルフケア研修：自らのストレスの状況・状態を把握することにより、不調の早期発見・自らのケアを行い、必要であれば支援を求める方策を学ぶ研修の実施。	学校教育法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
27	1	②	市民や事業主に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）の周知及び情報提供を行います。	人権推進課	【事業名】 働く女性への啓発 【事業内容】 大阪府等の取り組み情報を発信	市民・事業主等	「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）、「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努めた。	「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）、「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努める。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
				経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
28	1	②	市の職員に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）に関する研修を実施するなど周知を図ります。	人事課	【事業名】 庁内研修等の実施 （女性職員キャリアデザイン研修等） 【事業内容】 女性ならではの自律的キャリア形成の必要性を理解するとともに、キャリア形成に対し、前向きかつ意欲的に取り組む意識を醸成する。また、組織の中で能力を発揮し、自分らしく活躍するために必要な要素や、キャリアデザインについて学ぶため庁内研修を実施	市正規職員	研修名：キャリアデザイン研修研修 研修日：令和7年11月27日 対象：主事 令和3年～5年採用職員 ※男女とも ※幼稚園・保育園含む 講師：株式会社 自然総研 福長 久美子 氏	令和8年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	女性活躍推進法
				人権推進課	【事業名】 働く女性への啓発 【事業内容】 大阪府等の取り組み情報を発信	市民等	「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）、「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努めた。	「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）、「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努める。	男女共同参画社会基本法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
				経済労働課	【事業名】 （職員に対する事業は人事課へ一任） 【事業内容】 該当なし	該当なし			

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
29	1	②	男女がともに休暇を取得しやすい社内風土が醸成されるよう、市民や事業主に対して、育児・介護休業制度の周知を図るとともに、利用促進に向けた啓発を行います。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
30	2	①	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて、女性活躍推進法の周知を図ります。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて周知	市民・事業主等	「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）や「男女いきいき事業」（大阪府事業）の紹介を市ウェブサイト及びLINE投稿で実施	「女性活躍応援BOOK！」（大阪府発行）や「男女いきいき事業」（大阪府事業）の紹介を市ウェブサイト及びLINE投稿で実施	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
				経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局 大阪府

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
31	2	①	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画や女性のエンパワメントを支援する学習機会を提供します。	市民協働ふれあい課	【事業名】 該当なし 【事業内容】 該当なし	該当なし	該当なし	講座を実施するための事業なし。	
				人権文化センター	【事業名】 センターニュース発行 【事業内容】 センターニュースの発行	市民等	○センターニュース「ぬくもり」の発行 ○各種教室・講座の開催 令和7年5月17日より人権文化センターが新築移転したことに伴い、人権文化センターの意義等についてよりよく知ってもらう為、講座等を開催前に人権文化センターの目的等について説明し、男女に関係なく子供から大人までが参加できる事業を行った。 ・メダカを楽しむ講座 ・夜ヨガ教室 ・ビューティートライアル講座	○センターニュース「ぬくもり」の発行 ○各種教室・講座の開催 ・アートバルーン講座 ・夜ヨガ教室 ・ビューティートライアル講座 ・味噌づくり ・その他 令和7年度に好評であった事業及び参加者からの要望のあった事業を進め、男女に関係なく参加できる事業を開催していく。	
				青少年児童センター	【事業名】 子育て支援事業 【事業内容】 セミナー等を通して、親子がともに育ちあう、豊かな楽しい子育てのための保護者同士の交流の場となる機会・場所の提供を行う。	市内在住及び 在学生・在園生	親子体操	令和7年度はセンターの建替えにより、一部の事業のみを実施した。 令和8年度については、新しいセンターがオープンしたことにより、運用面が大きく変更となることから、運用を一から作り上げていく。 また、事業については建替え前と同様の内容とし、親子体操では子どもと保護者のふれあいを図り、保護者同士の交流にもなるような機会を提供する。また子どもすこやか広場事業については、月曜から土曜の13～17時、長期休暇中の平日については9～17時までを青少年児童を対象に施設を無料で開放することにより、青少年児童のための居場所づくりをめざす。	羽曳野市立青少年児童センター条例
				陵南の森公民館	【事業名】 市民生涯学習推進事業 （はびきのふれ愛学の すすめ 他） 【事業内容】 年間を通じての市民生涯学習講座	市民、在勤・ 在学者	教養講座6講座19回（男性35%、女性65%） 春・秋講座13講座31回（男性18%、女性82%） 共催公開講座4講座4回（男性0%、女性100%） ファミリー企画5講座5回（男性32%、女性68%）	教養講座5講座16回 春・秋講座13講座28回 共催公開講座5講座5回 ファミリー企画5講座5回	社会教育法第22条第1項第1号

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
32	2	①	関係機関、団体等との連携により、女性の就労や再就職をテーマとした講座を開催します。	人権推進課	【事業名】 情報提供 【事業内容】 市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて周知	市民等	「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努めた。厚生労働省取り組みの託児付き訓練コース（再就職）講座の紹介など、LINE投稿で周知した。	「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努める。厚生労働省取り組みの託児付き訓練コース（再就職）講座の紹介など、LINE投稿で周知する。	
				経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局 大阪府
33	2	①	関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談窓口や就労に関する情報の提供に努めます。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	羽曳野市地域就労支援センターにおける女性からの就労相談件数【5件】	継続実施	大阪府
34	2	①	男女共同参画の推進や、女性をめぐるさまざまな問題に取り組む市民団体の育成を図るとともに、団体間の交流を促進します。	人権推進課	【事業名】 情報提供 【事業内容】 当課に寄せられている啓発的資料や研修資料を団体等へ提供	市民等	要望に迅速に対応できるよう最新資料をストック	要望に迅速に対応できるよう最新資料をストック	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
				市民協働ふれあい課	【事業名】 該当なし 【事業内容】 該当なし	該当なし	該当なし	市民団体に女性問題に特化して取り組む団体がない状況。	
				生涯学習スポーツ課	【事業名】 社会教育振興事業 【事業内容】 女性教育・男女共同参画の推進、家庭教育など女性に関する事業を推進しており市からの助成金の一部を事業費とした。	婦人団体協議会	情報の提供や活動の支援を行った	・婦人会自体の会員減少、及び高齢化に伴い参加人数、参加回数が減少している ・今後も継続予定	

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
35	2	②	主に女性を対象とする講座に就労や再就職に必要な実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民への周知に努めます。	人権推進課	【事業名】 男女共生セミナー 【事業内容】 年3回セミナーを実施しており、女性就労に役立つ講座を開催する	市民等	就労の職域や年齢の幅に応じた企画を継続する	就労の職域や年齢の幅に応じた企画を継続する	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
				経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪府
36	2	②	女性を対象とする講座などの人材育成事業に関する情報を市民に周知し、参加につなげることで女性の人材育成に努めます。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 国、大阪府及び関係機関等が主催する講座のチラシ等を配架することにより周知	市民等	「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努めた。	「わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング」「（大阪府主催、ドーンセンター運営）等、他機関での取り組みで対象が羽曳野市民である事業について、市ウェブサイトやLINE投稿で発信し、市民に届きやすい情報共有に努める。	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
37	2	③	各種講座において、女性の起業に関する学習機会や情報の提供に努めます。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 はびきのレディースセンターにポスター等を掲示	市民等	はびきのレディースセンター廃止により事業内容を変更。 LINE投稿で情報提供をする。	LINE投稿で情報提供をする。	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
38	2	③	女性の起業家やこれから起業をめざす市民を対象に、経営に関する相談などのフォローアップ支援を実施します。	経済労働課	【事業名】 起業及び創業の支援に関する事業の一環 【事業内容】 市内での新規創業予定者に対して、創業に係る知識の取得が可能なセミナーの開催や補助金の交付等の支援を行う。	新規創業者	・創業セミナー（羽曳野市商工会・日本政策金融公庫阿倍野支店・富田林商工会と連携して年4回開催） ・羽曳野市地域活性創業支援補助金（施設使用・設備費用等最大20万円、令和7年度支給実績1件）	継続実施 左記セミナー及び補助金は創業を目指す方を広く対象にしているが、セミナーは女性の参加も増えており約半数は女性が受講され、補助金も3分の1が女性からの申請であった。	産業競争力強化法 羽曳野市商工会
39	2	④	仕事と家庭生活の両立ができる職場のモデルケースとなるよう、市の関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。	人事課	【事業名】 制度周知 【事業内容】 仕事と家庭生活の両立を促進するための制度周知を実施	市職員	・ハラスメント相談窓口通知、窓口一覧周知 ・ハラスメント防止等に関する条例、条例施行規則の周知 ・ハラスメント防止等に関するマニュアル周知 ・育児・介護応援ハンドブックの改定と配布 ・会計年度任用職員の育児時間休暇の有給化 ・育児両立支援制度通知 ・3歳未満の子を養育する職員への情報提供	各種休業・休暇の取得率及び平均取得期間の向上のための職員への制度周知を行うとともに、ハラスメントの発生防止に向けた職員の意識啓発等を行っていく。	羽曳野市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
40	2	④	女性職員の職域拡大と活用を図り、管理職への登用や昇給・昇格・昇任については、引き続き、個人の能力により処遇するとともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。	人事課	【事業名】 任用 【事業内容】 任用については、男女の区別を設けていない。	市正規職員	任用については、男女の区別を設けていない。	男女の区別なく、その者の能力や勤務実績により判断する。	
41	2	④	女性職員の政策・方針決定への参画を推進するため、スキルアップを支援する研修等への参加を促進します。	人事課	【事業名】 マッセ研修への派遣等 【事業内容】 職員のスキルアップのために、マッセ研修等のプログラムを提示し、希望者を派遣している。	市正規職員	研修派遣において、男女の区別なく希望者を派遣している。	職員のスキルアップのため、マッセ研修等のプログラムを提示し、希望者を派遣する。	
42	2	④	教職員の女性管理職の増加、主任等への積極的な活用により、学校における方針決定の場への女性の参画を推進します。	学校教育課	【事業名】 女性管理職員の登用 【事業内容】 学校において、学年主任や校務分掌の代表などや、管理職について、広く募ったり推薦したりの工夫をする。	職員（教職員・府職員）	学校において、学年主任や校務分掌の代表などの割合に男女差はあまりない。また、管理職については広く募ったり推薦もしている。令和7年小・中・義務教育学校管理職：全体40名、うち女性4名	管理職育成・登用にあたっては、女性の活躍推進を念頭に、進める必要性を認識している。	学校教育法
43	3	①	事業主に対して、性別によって能力や役割を判断することなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進に向けた啓発を推進するとともに、取り組む企業の紹介など効果的な推進を図ります。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
44	3	①	事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を行います。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
45	3	②	賃金や労働条件などの就労実態の把握に努め、就労環境の整備に関する課題解決への取り組みを推進します。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
46	3	②	事業主や労働者に対して、育児・介護休暇の取得や職場復帰がしやすい環境づくりに努めるよう啓発を推進します。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
47	3	②	農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定締結の促進や、研修会などにより締結者の支援に努めるとともに、女性農業者が活躍しやすい環境の整備を図ります。	農とみどり推進課	【事業名】 農業家の見守り 【事業内容】 若年層や若年層夫婦（パートナーとの協働）が、農業に取り組むことを支援する	市民	該当なし	若い農業家やその農業家夫婦、あるいはパートナーとともに農業を営む人が当市にいてることをインターネットで情報を得ている。新しい種類の農作物を育てることやその食べ方、バジルソースの製造販売やトマトの製造販売、特産品のぶどうやいちじくを紹介している農家の存在を把握しており、頼もしく見守っている。	
48	3	③	大阪府や関連機関と連携し、再就職支援講座などの学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
49	3	③	ひとり親家庭が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援します。	こども政策課	【事業名】 羽曳野市高等職業訓練促進給付金等事業 【事業内容】 ひとり親家庭等の父母が就業に結びつきやすい資格を取得するため、1年以上（一部の資格は6ヶ月以上）養成機関で受講する場合に一定期間（最大48ヶ月）支給する給付事業	ひとり親家庭等の父母で、 児童扶養手当受給者等	養成機関で受講前に事前相談の上、受講者が申請を行う。審査後、支給決定となれば、修業期間中に受給者の状況の確認等を行い、給付金を支給する。 12件	利用者の利用促進を図るため、所得制限の緩和をし、所得超過になっても引き続き1年間は受給できることとなった。今後も国の動向を見ながら事業実施に努める。	羽曳野市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱
50	3	③	個々のひとり親家庭の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母に対し、訓練給付金を給付し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。	こども政策課	【事業名】 羽曳野市自立支援教育訓練給付金事業 【事業内容】 ひとり親家庭等の父母の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育支援講座として指定された講座を受講した場合に支給する給付事業	ひとり親家庭等の父母で、 児童扶養手当受給者等	講座受講前に事前相談の上、支給要件の審査後、対象講座の指定の可否を決定する。支給可能であれば講座受講終了後に給付金の支給を行う。 支給：2件	利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充、また、対象者要件の児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、自立支援プログラムによる支援に取り組んでいることが要件に加えられた。今後も国の動向を見ながら事業実施に努める。	羽曳野市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
51	3	④	多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども政策課	【事業名】 はびきのこども夢プラン推進事業 【事業内容】 羽曳野市子ども・子育て支援事業計画及び羽曳野市次世代育成支援行動計画に基づく施策・事業の進捗状況や評価などの進捗管理を行う。 （令和7年度からは羽曳野市こども計画、羽曳野市子ども・子育て支援事業計画・羽曳野市次世代育成支援行動計画・羽曳野市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画・羽曳野市子ども・若者計画・羽曳野市ひとり親家庭等自立促進計画・羽曳野市成育医療等基本計画に基づき進捗管理を実施）	妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭・地域・学校園・市民活動団体・事業者など （令和7年度からは、妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、心身の発達の過程にあるこども・若者とその家庭が対象）	現行計画に基づく施策・事業の進捗状況確認を行うとともに、第3期はびきのこども夢プランに基づく施策・事業の進捗管理方法を決定した。	第3期はびきのこども夢プランに基づく施策・事業の進捗状況確認を行う。	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 など （第3期はびきのこども夢プラン根拠法 こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）
52	3	④	保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長や病後児保育、一時預かりなどさまざまな保育サービスや、留守家庭児童会などの充実を図ります。	こども保育課	【事業名】 ①病後児保育事業 ②一時保育事業 ③延長保育事業 【事業内容】 多様な就労形態に対応するため、延長や病後児保育、一時預かりなどの保育サービスを実施	就学前児童のいる家庭	①NPO法人が事業主体となって1か所で実施 ②民間保育園3施設にて実施 ③公立5施設・民間10施設にて実施	①NPO法人が事業主体となって1か所で実施 ②民間保育園3施設にて実施 ③公立5施設・民間10施設にて実施	羽曳野市病後児保育事業実施要綱 一時預かり事業実施要項 羽曳野市一時預かり事業補助金交付要綱 延長保育事業実施要項 羽曳野市延長保育事業補助金交付要綱 羽曳野市立教育・保育施設設置条例 羽曳野市立保育園の管理運営に関する規則
				次世代育成課	【事業名】 放課後児童健全育成事業 【事業内容】 放課後等における適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。	保護者の就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校または義務教育学校（1年生から6年生）の児童	14教室32クラブ 令和7年5月1日現在1184名在籍 【補助】 子ども・子育て支援交付金（国1/3、府1/3、計2/3）	14教室34クラブ 令和8年5月1日現在1289名在籍 【補助】 子ども・子育て支援交付金（国1/3、府1/3、計2/3）	【根拠法令】 羽曳野市留守家庭児童会条例及び同条例施行規則 羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 【関係機関】 大阪府、こども家庭庁

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】
（基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
53	3	④	「高年者いきいき計画」などに基づいた高 齢者の就労等、支援の充実を図ります。	高齢福祉介護課	【事業名】 健康・生きがい就労トライアル事業 【事業内容】 高齢者への就労等支援	高齢者	NPO法人、ハローワーク藤井寺、府の高齢介護室介護支援課と連携し、高齢者の健康・生きがいを目的とした就労トライアルに関する説明会を実施 市民19名参加。内、13名就労。 市内介護サービス事業所5法人参加。全法人で就労	・申し込み多数で、数名希望者の参加を断ったことから募集人数の増加を検討する。 ・他市での同事業の実績で児童分野へのニーズが高いことから、当市でも介護サービス事業所以外の分野での実施検討が必要。 （令和8年度事業） ①9月事業所向け説明会 ②1月市民向け説明会	高年者いきいき計画
54	3	④	事業主に対して、パートタイム労働法、労働者派遣法などの法制度の周知、啓発に努め、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の向上に努めます。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民 事業主	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
55	3	④	大阪府や関連機関と連携し、SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。	経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局 大阪府